

平成 26 年度

工事名 内野林業専用道新設工事(H25 補正)

特 記 仕 様 書

第 1 条 林道工事仕様書の適用

本工事の施工に当たっては、「林道工事標準仕様書」及び「林道工事共通特記仕様書」に基づき実施しなければならない。

第 2 条 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について、所定の様式により提出することができる。

第 3 条 保険の付保及び事故の補償

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
3. 受注者は、建設業退職金共済制度又は林業退職金共済制度に加入しその発注者用掛金収納書を工事請負契約締結後原則 1 箇月以内に、発注者に提出しなければならない。ただし、受注者が中小企業退職金共済制度に加入しており、被共済者が業務に従事する場合には、発注者用掛金収納書に代えて、中小企業退職金共済事業本部が発行する加入証明書を発注者に提出するものとする。

第 4 条 本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、森林整備保全事業設計積算要領に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については、労務者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

第 5 条 発注者は、当初契約締結後、予定価格に対する実績変更対象費の割合を受注者に提示するものとする。

第6条 受注者は、当初契約締結後、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

第7条 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者は、変更実施計画書及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書を取得できないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

第8条 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

第9条 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率は、森林整備保全事業設計積算要領に基づく算出額から実施計画書に記載された共通仮設費の計上額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、森林整備保全事業設計積算要領に基づく算出額から実施計画書に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

第10条 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

第11条 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第12条 受注者は、林業専用道に係る工事の施工に当たっては、別紙の「出来形管理基準」及び「写真撮影基準」により施工管理を行うものとする。

なお、別紙に定められていない工種については、「林道工事施工管理基準」により施工管理を行うものとする。

第13条 個別事項等

本工事の個別事項等は次表（適用・削除の○印が適用）のとおりである。

適用・削除の区分	調書等名称	備考
×	支給材料及び貸与品調書	別紙 様式林特仕－1
○	特記事項	別紙 様式林特仕－2
○	木材利用に関する特記事項	別紙 様式林特仕－3



様式林特仕－ 2

特記事項及び工種別特記仕様書

1 掘削工の出来形管理

掘削工の出来形管理において、誤謬等により規定値を超えた場合で、機能等に支障がないと判断される場合は、監督職員の指示により運搬する等適切な処理を行うこととする。

2 使用前に監督職員の検査を受けなければならない工事材料は、下記のとおりとする。

記

品 目	品質・規格	適用工種	備 考

3 次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
骨材（路盤材・暗渠）	RC-40	高萩地区
割栗石	20cm 内外	高萩地区
コンクリート	21-8-25BB	高萩地区
コンクリート	18-8-25・40BB	高萩地区

木材使用に関する特記事項

工事の施工に係る木材は次によるものとする。

1 木材

- ① 間伐材又は合法性・持続可能性が証明された木材を使用すること。
- ② 前記①の木材のうち、合法性・持続可能性が証明された木材である場合は、証明書を監督職員に提出し、確認を受けること。

2 工事看板等

工事標示板又は工事を周知する掲示物には「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を明記すること。

なお、記載内容の詳細については、監督職員の指示によること。

3 間伐材を活用した合板の利用

受注者は、コンクリート型枠等の資材として合板を使用する場合は、間伐材が混入した製品を積極的に使用すること。

別紙 「出来形管理基準」及び「写真撮影基準」

出来形管理基準 土工 切土、土取場、盛土・残土処理場	項目		規格値 (cm)	測定基準
	幅員		-10 +20以内	全測点 「-」側は規格値の範囲内とし、「+」側は、規格値を超えても構造上支障がないと認められる場合には承認
	小段		±10 以内	全測点
	のり長	S <sub>0</sub> < 4 m	±20 以内	全測点 のり勾配又は土質区分の変化点毎に、のり頭、のり尻まで測定 「-」側は規格値の範囲内とし、「+」側は、規格値を超えても構造上支障がないと認められる場合には承認
		S <sub>0</sub> ≥ 4 m	±5%以内	
のり勾配		±5 厘以内	全測点 のり勾配又は土質区分の変化点毎に、のり頭、のり尻まで測定 「-」側は規格値の範囲内とし、「+」側は、構造上支障がないと認められる場合には1分までの範囲において承認	
写真撮影基準 出来形管理写真 土工	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
	伐開除根	施工状況	施工前 施工後	施工区間の標準的な箇所について1回 ただし、除根の有無に係わる現地状況の差異がある場合には、当該箇所毎に1回
	段切	施工状況、幅、深さ	施工前 施工後	盛土又は残土処理の箇所毎に1回 ただし、基礎地盤の土質区分が異なる場合は、土質区分毎に1回
	切土土取り	地山の状況	施工前	切土又は土取りの箇所ごとに1回 ただし、土質区分が変化する場合は、土質区分ごとに1回
		土質等の判別	施工中	土質が変わる毎又は1施工単位に1回
		法長	施工後	切土又は土取りの箇所毎に200mに1回 ただし、土質区分又はのり勾配の変化がある場合は、当該箇所ごとに1回
	盛土残土	基礎地盤の状況	施工前	盛土又は残土処理の箇所毎に200mに1回 ただし、基礎地盤の土質区分の変化がある場合は、当該箇所毎に1回
		盛り立て状況	施工中	盛土又は残土処理の箇所毎に100mに1回 ただし、盛り立て方法や敷き均し方法が異なる場合は、当該方法毎に100mに1回
		締固め状況	施工中	盛土の締固めは、盛土箇所毎、締固め方法毎、盛土材料ごとに1回 残土は、盛り立て状況写真により代替
	盛土、残土のり面	締固め状況	施工中	盛土又は残土処理の箇所毎に100mに1回 ただし、盛土のり面の締固め方法が変化する場合は、当該方法毎に100mに1回
	路盤工	施工状況、幅、厚さ	施工中 施工後	施工状況は、施工方法、幅、厚さが同一の場合は、100mに1回 ただし、施工方法、幅、厚さが変わる場合は、当該区間毎に1回 幅、厚さは100m毎に1回 ただし、同一幅、厚さの区間が40m未満の場合は、当該区間毎に1回